

他者性のない孤立した個人

「市場原理主義」は、バーチャルな市場仲介者(オークショナー)という仲介者とだけ向き合って自己利益を追求する孤立的個人を前提としている。「市場原理主義」は、他者¹の存在を必要としない、むしろ他者の存在や「他者性²」を排除する孤立した合理的個人を排他的な唯一の構成単位とする虚構的舞台の上で演じられる劇中劇のシナリオライターなのである。この観念的な世界では、仲介者が発信してくれる価格情報だけが各構成主体の意思決定において意味をもち、同じ財・サービスなら誰と取引してもその経済的結果は全く同じものとなることを理論的前提としている。こうした虚構の世界においてのみ、匿名性の下での競争によって、経済取引はパレート効率性(Pareto efficiency)を達成しうることになる。

しかしながら、現実の市場経済は、こうした「他者性」をもたない虚構の世界とは異質である。全ての経済取引を中央集権的に管理しつつも、個々の経済主体の自由な競争意思に介入しない市場仲介者は、これまでのどのような市場にも存在したことはなかった。市場取引を媒介するのは、経済的動機をもった、したがってまた個々の経済主体と経済的利害関係性をもった経済主体なのである。

市場仲介者がいない以上、あらゆる経済主体は不完全で制約された情報のもとで、経済的意思決定をせざるを得ない。そして、この不完全情報下では、ある個人の行動は、その程度に差はあるものの、他者の意思決定に影響を与えることになる。つまり、外部効果が無視できなくなる。この外部効果の存在こそが、諸個人間の取引・交換といった相互作用の具体的あり様を規定していくことになるし、「他者性」をもつ³。

¹ この場合の「他者」とは、「私との違いによって規定される存在ではない」他者である。立岩真也『私的所有論』勁草書房、1997年、p.105。

² 人々は、いくつかのコードを共有して初めて対話となる。それまでお互いは、各々のコードで相手の身振りを解読するだろう。その時に他者は存在しない。その時の相手は知り得ない存在ではなく、知らない存在でしかない。何故ならば共通の対話コードをもたないということは同時に、相手の反論を期待できないことを示す。その状態では一方的に相手を定義付けて自分の世界に配置でき、もはや相手は「他者」ではなく現象に過ぎない。知り得ない現象、それは「私」が定義し、構成したにも関わらず、常に反証の可能性をもっている。それこそが「他者性」なのだ。大澤真幸「他者・関係・コミュニケーション」大澤他『他者・関係・コミュニケーション』岩波書店、p.18。

³ 「ラディカルな他者性の存在によって、個々人はそれぞれの特異性や独自性を保つことが出来た。……それは主体自身の意識とは別に彼の内部に存在しており、彼の思考や行為に影響を与える。ラディカルな他者性は個人を

現実には、諸個人は、他者の存在を前提とする戦略的意思決定にもとづいて経済活動を展開せざるをえない。このとき、各個人が決定する変数相互間に非線形¹⁾の関係が発生してしまい、諸個人の活動が結果として作り出す経済行動は、おのずと複雑かつ不安定なものとなる。市場経済とは、現実には動態的な複雑系として存在してきたし、今後もまたそうであろう。

規制からの自由が実現して、各個人が自由に選択できる範囲がひろがればひろがるほど、より効率的な結果が、そしてまた総体としての均衡がえられるという新古典派の理論的帰結は、完全競争というモデルでしか成立しえない。ワルラス模型の世界では、各個人は他者とは全く無関係に孤立して自己の意思決定をおこなうことが仮説的前提となっているが、不完全ながら他者の行動を読みとって自らの意思決定を下さざるをえない、現実の経済社会生活においては、このような完全競争モデルが約束してくれるような理想的結果は望むべくもないといえよう。

ところが、非現実的で異常なまでの抽象性をもち、不幸な出自のもとで産み落とされた「市場原理主義」の仮想的モデルは、現実の経済諸事象においてそれぞれの経済主体をある方向に吸引する作用力を行行使ってしまうのである。他者とは全く無関係に独立ないし孤立して自己の意思決定を排他的におこなう個人というモデル上の抽象が、「自己責任」という名のもとに諸個人を拘束することになってしまうのである²⁾。そこには、「敗者」に手を差し伸べる制度も、「勝者」の競争優位を規制する「介入」も、そして何よりも「自己決定」の社会的・経済的自由もないから、孤立した諸個人は、ますます孤立化することになる。仮想的モデルが、現実の社会において生きる諸個人の個別化・孤立化をさらに促すという、仮想と現実との錯綜がもたらす不可思議な定理が現実を拘束しているのである。その意味において、「自己責任」とかキャリア形成、「自分探し」、「夢の追求」、「勝ち組をめざして」、などといった流行語がもつベクトルは、総じて孤立した諸個人の「自助³⁾」を強制するものとして作用しているのである。そしてまた、「市場原理主義」がもつこうした孤立的個人モデルの一人歩きが、

一個の主体内において、自覚的な『私』との間で葛藤や対立を引き起こす(藤井友紀「ボードリヤールと他者性 他者性の喪失問題考察に向けて」『立命館産業社会論集』第38巻第4号、2003年、p.209)。

- 1 非線形については、吉田善章『非線形とは何か～複雑系への挑戦～』岩波書店、2008年の解説が説得的である。
- 2 わが国における「自己責任」の用語法には問題があり、しかも、そのような誤用まがいの用語法を政府や企業が多用するところに「自己責任」論の曖昧性と恣意性が潜んでいるように思われる。近年、わが国で用いられている「自己責任」は、本来的には own risk(自己で負担する危険)というものであり、「責任の論理」よりも「負担の論理」の問題として捉えられる性質のものである。「自己で負担する危険」とは、自己決定(own decision)を前提とし、「自己利益」(own benefit)の反意語である。したがって、「自己責任」が「自己で負担する危険」と同義であるとすれば、それは自由で主体的な、そして十全な情報が付与されているという条件(適合性原則、suitability rule)下での「自己決定」を不可分離な前提とする。他者性を前提とすれば、自由で主体的な「自己決定」の範囲はかなり限定的であるとわねばならない。格差とか貧困、「敗者」の「自己責任」論については、「自己決定」にかかわる慎重な判断が求められるといえよう。したがってまた、「自己決定」と「自己責任」とは連続・連関的対ではなく、むしろ「断絶」的対であり、「自己決定」と「自己責任」の同質性ではなく異質性でも点に留意する必要がある。つまり、「自己決定」していないのに「自己責任」が問われ、「自己決定」しているのに「自己責任」が問われない場合があるからである。「自己責任」論については、桜井哲夫『「自己責任」とは何か』講談社現代新書、1998年、瀧川裕英「自己決定と自己責任の間～法哲学的考察」『法学セミナー』2001年9月号、pp.32-35を参照されたい。
- 3 「自助」(Self Help)という近代道徳規範そのものについて立ち入った考察を加える余裕はないが、「自助」が主体的な規範である限りにおいて「望ましい指向」とはいえても、統治や管理主体の側からの「自助」の強制にはもともとの「自助論」の本旨との間に陥穽的距離(共同性や相互扶助、社会秩序とかの軽視ないし分別)があるように思われる。Samuel Smiles, Self-Help: With Illustrations of Character, Conduct, and Perseverance, London, 1859、『自助論』竹内均訳、三笠書房、2003年。

たんなる「市場の失敗」などではなく「市場原理主義」そのものの「失敗」であることを理解しておく必要性は高いと思われる。

ゲーム理論における非協力ゲームの解にみられるように、他のプレイヤーの戦略を所与とした場合、どのプレイヤーも自分の戦略を変更することによってより高い利得を得ることができない戦略の組み合わせであり、どのプレイヤーも戦略を変更する誘因をもたないナッシュ均衡(Nash equilibrium)は、少なくとも論理的には想定可能であろう¹。しかしながら、「囚人のジレンマ」ゲームや「自己利益プラス相互作用の分析」²などが明らかにしてくれているように、セルフ・インタレストを追求して自分の行動が他者にもたらす利益や損害を考慮に入れない限り、実現するナッシュ均衡は、ほとんどの場合社会全体からみると、非効率な帰結しかもたらさないのである。また、理論的には、あるゲームにおいてナッシュ均衡は複数個あるのが一般的であるため、ゲームの最終的な均衡解を求める際には、複数個のナッシュ均衡の中からさらによりありそうな(plausible)な均衡に絞り込むためのリファインメントという手続きが必要となるし、不確定性を完全に排除することはできないという事態も想定できる³。

諸個人の意思決定の間に外部効果を通じた相互依存関係が存在しているとき、通常、各個人が主観的に抱く他者の意思決定・行動への期待が重要な意味をもつ。他者の意思決定をどう予想するかで、各個人の意思決定は大きく左右される。ここで、「非技術的に決定される、各プレイヤーの行動選択に対する自己拘束的な制約の集合」⁴が決定的に重要となってくる。かかる制約は、プレイヤーがそれを破るインセンティブをもたないという意味で自己拘束的であるとき、はじめて有効となる。換言すれば、ナッシュ均衡解となっている有効な制約は、自己拘束的で持続していくことになる。このような有効に機能している制約の束を、ここで制度と定義しておこう。こういう制度とは、目にみえる客観的存在物である以上にその基本は「人々の心の構成物」⁵である。

現実の経済の運行においては、特定の個人だけに帰属しえない制度といった社会的要因が重要となってくる。こういう場合にも、分析的には社会的要因と個人のインセンティブとの整合性をチェックして見る必要がある⁶。非協力ゲーム理論は、この整合性を検討しうる有力な武器となっているといわれている。

プレイヤーが拘束力のある合意を形成する制度的な枠組みが与えられていない非協力ゲームには、プレイヤー間の相互作用のあり様に対応して、複数のナッシュ均衡(Nash equilibrium)が存在しう

1 鈴木 一功、グロービス・マネジメント・インステテュート編『MBA ゲーム理論』ダイヤモンド社、1999年を参照されたい。

2 Krugman, Paul, Development, Geography, and Economic Theory, Massachusetts Institute of Technology, 1995.

3 竹田茂夫『ゲーム理論を読みとく～戦略的理性の批判』筑摩書房、2004年、森山甲一「非協力対称2人2行動ゲームにおける利得とQ学習により学習される行動の関係」『JAWS2005』情報処理学会、2005年を参照されたい。

4 Greif, A, "Microtheory and Recent Development in the Study of Economic History" Kreps and Walls, eds, Advances in Economics and Econometrics: Theory and Applications, Cambridge University Press, 1997

5 North, Douglass, Institutions, Institutional Change and Economic Performance, Cambridge University Press, 1990

6 Arrow, Kenneth, "Methodological Individualism and Social Knowledge" The American Economic Review, 84,1994

る¹。その均衡解は、「社会内での意見分布の頻度のあり様に依存した均衡」(frequency-dependent equilibria)²となってくる。プレイヤー間の相互作用、ないしは各プレイヤーの他者の行動に対する期待のあり方に関する仮定を少しでも変更すると、導出されるナッシュ均衡解は大きく変化してしまう。時間を通じて繰り返されるゲームの標準型モデルでは、プレイヤーの数は固定されておりかつ全て合理的主体である。プレイヤーは、過去の時点でどのようなアクションを他のプレイヤーが採用したかをすべて知っており、したがって過去の経験的事実によって次の行動を変える。

各プレイヤーがとりうる戦略のセットは、きわめて複雑であり、そのセットの中からどの戦略が選ばれるかは、プレイヤーの保持する期待の質量に大きく左右される。また、攻撃的人間と保守的人間といった多様な戦略をとるプレイヤーから構成されるが、その数は限定されておらずかつ彼らは限定合理的な存在でしかないとされている進化ゲームでは、プレイヤー同士はランダムに出会い、しかも特定の相手とのプレーは記憶されない。ここでは、各プレイヤーは、社会全体の中でどのような戦略をとる人がどれ位いるかを知るだけで、近視眼的に今期の戦略を決定する。このとき、ナッシュ均衡に含まれる進化的に安定的な戦略は存在しうる。しかし、その時の支配的戦略と革新的戦略との利得集合に関する仮定を少し変更すると、戦略のあり様に大きな違いが発生してしまう。進化ゲーム理論は、戦略分布や戦略プロファイルで表現される社会状態の変化を分析の対象とする動学的な体系であるといえよう³。

非協力ゲーム論は、以上の意味で、仮定のおき方の少々の変更に対しても揺るぎのない頑健性をもちうる均衡解の導出には成功していないことになる。ある意味からは、これは大きな欠陥であろう。しかし、ゲーム論のこの頑健ではない結論は、「ゲームには種々の効率的・非効率的な均衡がありうるので、制度の配置も多様でありうる」⁴という重要な含意をもっていることを見落としてはならない。ひとりのプレイヤーの最適戦略が他者の選択する戦略に本質的に依存しているため、全てのプレイヤーが個人合理的であっても、結果として実現される戦略の組み合わせは一般的に多数ありうる。こういう命題を解き明かしてくれるゲーム理論は、多元性の説明に有力な道具となっているが、ある特定モデルへの抽象的な収斂には適さない。

現実の世界では、非協力ゲームが時間的に連結して演じられている。すでに述べたように、各時期での非協力ゲームの解を決めるのは、各プレイヤーの他者の行動への期待である。異なった次元で連続的に展開されるゲームにおいては、過去のゲームでの経験が、次のゲームでの人々の期待に大きく影響する。人々の期待は、過去の経験にもとづく帰納的推論を通してしか具体化され得ない。

¹ ナッシュ均衡を援用した考察には、説明されるべき事柄(被説明項)を説明するさいに、説明につかう材料(説明項)のうちその被説明項があらかじめ隠し込まれていることが多い。すなわち、典型的な「論点先取」がここでは生じていたのである。このような「論点先取」性は、ナッシュ均衡論の説明の多くに「付き物」であるように思われるが、しかし、このような「危険性」に自覚的である者も多くはない。

² Bardhan, Pranab and Christopher Udry, *Development Microeconomics*, Oxford University Press, 1997.

³ Maynard Smith, J., *Evolution and the Theory of Games*, Cambridge University Press, 1982, 寺本英・梯正之訳『進化とゲーム理論：闘争の論理』産業図書、1985年を参照。

⁴ 青木昌彦「経済学は制度をどう見るか」大山・西村・吉川編『現代経済学の潮流、1996』東洋経済新報社、1996

⁵ 帰納的推論(inductive reasoning)は、いくつかの個別的知識から、一般的法則を導き出す思考過程のことであるから、過剰一般化(overgeneralization)、利用可能性ヒューリスティック(availability heuristic)、確認バイアス

い。そして、こういう期待とは、その時々非協力ゲームの構造にとっては外生的に与えられた変数である。つまり、外生的与件である期待が、ゲームの解を具体化させるフォーカル・ポイントとなっている。時間軸を内包し、経済的かつ非経済的な期待という要因が決定的に重要となってくる場合、経済分析は「超経済学化」¹せざるをえない運命にある²。

確かに、人々の経済的意思決定と行動とは、新古典派的モデルが想定しているように、自らの利得を最大化しようとする利己的個人の意識的な活動である。しかし、経済活動の全てが、人々の意識的レベルでの合理的行動だけで律せられているとはいえない。意識された利己的意思決定や行為であっても、それはその個人を無意識の深層で制約している親族制度や社会慣習と決して無関係とはいえないし、貨幣量に換算できない非経済的な利己的活動も少なくない³。地域的個性をもった公共性に裏づけられた他者との関係性のもとで、各個人は経済的・非経済的意思決定をおこなっていくこともある⁴。

複数の均衡という束のなかから、どのような均衡のある社会が選択されるかは、その社会のたどってきた歴史や、その社会の人々が共有している自他関係を律する文化信念ないし価値観に依存してくることになる。どういう均衡が選ばれるにせよ、新古典派がその自己証明としている完全競争型市場は絶対的なものではないだけでなく、むしろ例外的なものである。どのような社会であっても、人々は不完全市場のなかで経済生活を営むことになる。そして、不完全である理由や不完全性の諸相は、決してどこでも同じではなく、その固有性は高い。

そもそも、新古典派経済学ないしは「市場原理主義」の抽象性を論ずる場合、「市場」概念そのものが殆どないことに気づかされる。アルフレッド・マーシャル(Alfred Marshall)は市場を定義しようと試みた少数の経済学者の一人であり、その主著『経済学原理』の1章をすべてこの問題に費やしているが⁵、市場の定義についてはジェヴォンズ(William Stanley Jevons)とクルーノー(Augustin Cournot)の定義を引用しているだけである。クルーノーは市場について、「同一の財の価格の均等化が容易かつ迅速に達成されるほどの頻度で買い手と売り手が交渉を持っているような地域」としている⁶。ジェヴォンズは、市場とは「密接な営業的関係をもち、何らかの商品の広範な取引を行っ

(confirmation bias)、代表性ヒューリスティック(representativeness heuristic)、相関(共変)関係の検出(covariance detection)などの問題点を孕んでいる。

1 村上泰亮「期待の政治経済学への序説」福地・村上編『日本経済の展望と課題』日本経済新聞社、1985。「時間の重要性を忘れた計量経済学」という現代経済学への批判については、落合莞爾『教科書では学べない 超経済学』太陽企画出版、1997年、第2部第1章を参照されたい。

2 「市場原理」を前提とする近代経済学は、いまだに再生不能材と再生可能材を区別していないし、第1次財と第2次財の区別も行っておらず、農産物と工業製品とは、自由貿易原則のもと同等に扱われている。経済的と不経済的との違いを価格だけで判断する近代経済学の影響は、いまだに環境破壊の原因になっている。とするシューマッハー(E.F. Schumacher)は、「超経済学」への価値観の転換を要請している。E.F. Schumacher, *Small is Beautiful: economics as if people mattered*, 1973, London, Blond and Briggs, 『スモールイズ ビューティフル〜人間中心の経済学』小島慶三・酒井懋訳、講談社、1986年。

3 Todd, Emmanuel, *L'illusion Economique*, Editions Gallimard, 1998

4 「経済的パースペクティブは、価値を割り当てる一つの可能な仕方すぎない。倫理的、美的、科学的、教育的な他の諸方法も同様に使用可能である」(Primack, R.B., *Essentials of conservation biology*, Sinauer Associates Inc. Publishers, 1993, p.199.)。

5 A.マーシャル『経済学原理』馬場啓之介訳、東洋経済新報社、1966年、第1章。

6 A.クルーノー『富の理論の数学的原理に関する研究』中山伊知郎訳、日本経済評論社、1982年。

ている人々の団体」であるとしている¹。しかし、これらは定義というよりは、便宜上考え出された近似的モデルに過ぎない。市場を、単に取引が行われる場所あるいは地域であると単純に定義するだけでは不十分であるし、無意味ですらある。

市場は、財とサービスの交換、その交換の過程を通じて、価格の設定と、価格の公表が行われる「場」であり、潜在的な顧客に対して、生産者が商品を販売していることを知らしめる活動、供給者に対して生産物の需要があることを知らせる活動を含むし、必要とされている生産物を運搬する機能を担っている。さらに市場は、価格についてのフォーラムを作り出し、それによって孤立的な交換において欠落している価格についての合意を形成する²。この合意形成は、法的・制度的なルールのみならず、市場制度の中に埋め込まれている習慣や取引慣行によっても規定されている。したがって、市場は、その中で特定の商品の交換が常時多数行われているような社会的制度と定義できるだろうし、交換がこの制度によって支援され、構造化されているといえよう³。

市場をそれ自体として一つの制度であると指定すれば、「市場原理主義」の二分法、市場こそが「自由」な領域であり、制度は「制約」であるとする経済学の二分法は、否定されるべきであろう。法制度、会計制度、株式会社制度などの、経済社会における人間行動を支える諸制度と同様に、市場は個人の自由な売買行為を可能にする機能と、制限する機能との双方をそれ自体として包摂しているのである。

レオン・ワルラス(Marie Esprit Leon Walras)が自らのモデルに導入して以降、完全競争型市場経済理論の主角を続けてきたバーチャルな市場仲介者について考えてみよう。市場仲介者は、価格調整によって市場均衡価格を発見していく機能を担っている。しかし、この市場仲介者自身は私的利益を追求する経済主体ではない。市場仲介者は、価格調整という行為によって私的利益の最大化をはかっている存在ではない。彼は、多数の売り手と買い手の私的利益追求行動を全体としてバランスさせる均衡価格を発見する純粋に利他的な行為(Altruism)⁴をおこなっているだけである。完全競争型市場とは、ひとりの利他的な人間の存在によって利己的な無数の人間の行動が調整されていく経済制度であるといえよう。

理論モデルに登場してくるこのような市場仲介者が組織している市場は、現実にはそんなに存在していない。現実には市場仲介者が組織している取引所をみると、市場仲介者は全て公人であり、市場仲介者が私的利益の最大化をはかっているわけではない。日本の青果物卸売市場をとりしきる「せり人」は市場仲介者であるが、この制度は法律によってそれまでの私的利益で動く問屋を排除して、公人たる「せり人」を導入したからこそ存在しているといつてよい。したがって、社会の成員全てが私的利益を追求する経済人であることを前提として市場経済の機能を分析しようとする場合、市場

¹ W.S. ジェヴォンズ『経済学の理論』寺尾琢磨訳、日本経済評論社、1981年。

² Lowry, S. T., 'Bargain and Contract Theory in Law and Economics', Journal of Economic Issues, Ser.,10, No.1, 1976, pp.1-22.

³ Hodgson, Geoffrey M., Economics and Institutions : A Manifesto for a Modern Institutional Economics, Polity Press, and University of Pennsylvania Press, 1988.

⁴ 近年の認知科学が示しているように、人間の行為の基盤には利他性がある。社会的動物である人間は、「他人の利益ため」に何かをすること自体を喜びとするように脳の報酬系ができあがっている。

仲介者を追放せざるをえない。ワルラスのモデルは、取引システム全体を中央集権的に制御する管制者がいる「市場社会主義のモデル」としては使えるけれども、現実にならぬがその中で生活している「市場経済のモデル」としてはあまり現実性をもたないものである²。

ワルラス型市場模型は、市場仲介者という仮設の媒介者とだけむきあう「合理的な愚か者」³から構成されている。そこでは、各個人にとって他者という問題は存在しない。市場仲介者という中央集権的管制人をのぞいて、全ての個人は、自己利益だけを合理的に追求する孤立した存在でしかない。この自己利益追求型の合理的個人が、近代社会における個人主義的人間像と近似していたとしても、それはやはり虚構でしかない。合理的経済人は、全体人(Homo Totus)の一側面に過ぎない。つまり、合理的経済人は、複雑で多面的な現実の人間の性質の一部を、経済的分析のために取り出し、理念型として論理化したものに過ぎない。合理的経済人は、人間の行動そのものではなく、経済現象のデータという結果を通じて検証されるべき事後的理念型ともいえよう⁴。

ヨーロッパ近代においてすら、自律的な個人といえども、相互に交流・対話・交換・取引をすることで相互関係を、そしてその総体としての社会関係を形成していかざるを得なかった。そのとき、他者理解や他者への期待が大きな役割を果たすことになる。その中で活動している各個人が経済の動きをどう見ているかという事自体が経済の現実の動きを大きく左右してしまうのである。そして、ケインズの有名な美人投票の例が示してくれているように、各個人の経済への見方は他者の見方に決定的に依存している。このような他者性の問題を全くといってよいほど排除した市場経済模型は、やはり検証困難な事後的理念型なのではなからうか。

一般的に、市場取引においては、財とサービスの受け渡しと支払いとの間に、タイム・ラグがつきまとう。したがって、経済取引は、交換をおこなう合意ができたとしても、それを確実に実行できる仕組みを必要とする。経済システムとは、種々の経済制度がモザイク状におりかさなって構成されたひとつの全体である⁵。この経済制度とは、経済取引を可能とさせ安定・維持させる種々

1 個体レベルでの自然淘汰に注目すると、きびしい生存競争の中で、わずかでも利他的な行動をとる個体は、そうでない個体よりも平均して淘汰競争での優位性を獲得できないと考えられる。全ての個体が利他的であれば、その群に属するメンバーはうまくやっていけるであろうが、集団に一個体でも利己的な個体が混入すれば、利他的個体を利用・支配して繁栄するであろう。利己的な個体は多くの子を残し、次第に利己的な個体は数を増していく。他集団からの移住や、突然変異など利己的な個体の混入をふせぎ続けることは実際的には不可能である。リチャード・ドーキンス『利己的な遺伝子・科学選書9』日高敏隆他訳、紀伊国屋書店、1991年、pp.4-6。

2 近年、従来の垂直的マーケティングシステムでは想定されなかった「仲買人」の役割がクローズアップされてきている。仲買人とは需要と供給とを繋ぐ、第三者の役目であり、供給者の商品の見積もりや、性能・価格情報を提供したり、需要者の個別的要望に対応した商品の情報を提供し、最適の選択を促す。すでにネットワークの世界では、この「仲買人」こそがビジネスの主流であるとの議論も生まれ始めている。しかし、この「仲買人」は、市場を中央集権的に制御しているわけではないし、そうした機能を具備することは自己否定になる。「困難さ増す流通チャンネル政策の行方」『保険毎日新聞』1999年9月号。

3 Sen, Amartya K., "Rational Fools: A Critique of the Behavioural Foundations of Economic Theory", *Philosophy and Public Affairs*, 1977

4 周知のように、ヨーロッパの自由主義と一口にいっても、そこに歴史的背景をもったさまざまな自由主義論があり、代表的な自由論の提唱者であるロックとルソーとでは、核心となる自由観に對立的傾向が見られる(ジョン・ブルムナツ『個人主義と自由主義』田中治男訳、平凡社、1987年、pp.65-68参照)。だが、一般的にヨーロッパの自由主義として語られる場合、そこにある共通の諸要素も見い出せる。なによりもヨーロッパの自由主義は、この地域における近代初頭の思想と実践から生み出された歴史的産物にはかならない。

5 青木昌彦『経済システムの進化と多元性』東洋経済新報社、1995年、青木昌彦・藤原正寛『経済システムの比較制度分析』東京大学出版会、1996年。

の仕組みを総称したものである。法から慣習までを含んだ自己拘束的な制約の束であり、各人の経済活動に完全ではないが予測可能な一定のパターンを生み出す力をもつ。経済制度は、それぞれの社会で支配的な経済主体各個人の経済活動の前提となっているものである。人々の結び付きや関係の仕方を決める媒介的な働きをすることで、制度はある場所トポスを限定し個性あるものに作りあげる。結局のところ、経済取引の仕組みをきめる制度は、一部のエコノミストが想定しているような功利主義的な選択肢ではない。

制度とは基本的に、個々人が他者との相互関係の展開のなかで自成的に作り出してきた制度と、個々人の自成的な相互関係の展開の外側からある種の強制力をもって与えられた制度とに分類できる。非協力ゲームのナッシュ解として分析しうる自成的制度の典型は、各社会が歴史のなかで作りに出してきた種々の社会慣習である。この社会慣習は、その社会に住む大部分の人々がそれに従っている限り、各個人もそれに従おうとする個別的インセンティブを生み出すという意味で、自己拘束的な行動パターンを作り出す力をもつ。自生的な制度は、社会の内側から生み出された習慣として相互信頼を人々の間に作りあげ、経済取引の合意を実行させる力をもつものである。

外から与えられた制度の典型が、法である。法で定められたルールに人々が従い、法制度が実質的に機能していくためには、違反行為・違反者を発見・特定するためのモニタリング組織、また違反行為を客観的に立証しかつ違反者を罰する裁判所といった社会的インフラストラクチャーが整備されることが必要である。これらの条件が整備されたときには、法は人々の経済活動に対する有効な制約として機能し、人々の経済行動にある程度予測可能なパターンを生み出していく¹。法も、その社会の大半の人々がそれに従おうとする限り、誰もそれを破ろうとしないという意味でのナッシュ均衡になっている。法律という公的合意、書面契約という私的合意に違反したものに、国家の権力機構が懲罰を加えるというこの仕組みは、全く見ず知らずの他人であっても安心して経済取引関係に入れることを可能にしてくれる。そういう意味で、権力による契約の強制は匿名での取引を可能にしてくれるのである。社会慣習に埋めこまれた相互信頼による契約の履行が、お互いに固有名を知りあっているような範囲内でしか可能でなかったのに対して、この所有権制度を基にしたガバナンスの仕組みは²、取引関係を匿名の範囲にまでひろげて、無限定の人々の間での経済取引を効率化させてくれる仕組みになりうるものである。

¹ 法と国家との関連に関するドイツ法の理解と国家権力が国家自体に優越した法的規制によって制限されるべきとしたフランスの法との論議は、その今日的意義を失ってははいない。レオン・デュギー『法と国家』堀真琴訳、岩波書店、1935年。

² バリー(A. A. Berle)は、会社活動の社会的影響力の増大とその担い手たる会社経営者の社会性の増大を認識し、大企業に集中する絶大な経済的権力を担う経営者の絶対的な権力は、もつばら経営者の良心によって抑制されなければならないとする「会社良心」(corporateconscienceness)論を展開したが(A. A. Berle, *The 20th Century Capitalist Revolution*, New York, Harcourt,Brace, 1954、桜井信行訳『二十世紀資本主義革命』東洋経済新報社、1956年)、その後、権力保持の正当性は、根本的には社会的合意(public consensus)によって容認されるかどうかにかかっているとすると「社会的合意」論を展開するようになった(A. A. Berle, *Power without Property*, New York, Harcourt, Brace, 1959、加藤寛他訳『財産なき支配』論争社、1960年)。結局のところ、ガバナンスは経済主体の「良心」に期待するよりは、「社会的合意」としての法に依拠しなければならない、という現実の有限性に拘束されているのである。